

No.		更新日
1	リフォーム工事:住宅	
	問	既存住宅とはなんですか
	回答	本事業において既存住宅とは、不動産売買契約またはリフォーム工事の工事請負契約日時点において、建築から1年が経過した住宅または過去に人が居住した住宅(現に人が居住している住宅を含む)をいいます。
2	リフォーム工事:住宅	
	問	戸建住宅、集合住宅の違いは何ですか
	回答	本事業では、戸建住宅とは、1つの住戸を有する建物をいいます。集合住宅(共同住宅等)とは、2つ以上の住戸を有する建物(二世帯住宅、マンション、長屋を含む)をいいます。
3	リフォーム工事:住宅	
	問	増築を行った場合、リフォームの対象になりますか
	回答	増築自体は対象工事ではありませんが、増築部分が住宅であり、本事業に登録された補助対象である高効率給湯器を設置した場合は対象になります。ただし、離れや別棟の建築等、建築確認上「増築」と取り扱われる場合でも、住宅瑕疵担保履行法上の資力確保措置の義務(保険や供託)の対象となる新築住宅は、リフォームの補助対象としておりません。
4	リフォーム工事:住宅	
	問	いわゆる二世帯住宅にリフォーム工事をする場合、2戸として申請できますか
	回答	いわゆる二世帯住宅であっても、高効率給湯器の設置が2台を超えない限り、1戸の住宅として申請いただいて差支えありません。なお、住宅の戸数の数え方は、住宅瑕疵担保履行法の資力確保措置等における戸数の算定によります。具体的には内部の構造が自由に行き来できるのであれば1戸、内部で行き来できず、外階段でしか行き来できない等、独立性が高い場合は2戸として扱います。
5	リフォーム工事:住宅	
	問	新築住宅の建築時に新設した高効率給湯器を、リフォームで交付申請できますか
	回答	住宅の新築工事はリフォーム工事にあたりません。新築住宅の要件を満たす場合は対象になります。
6	リフォーム工事:住宅	
	問	別荘や賃貸住宅、シェアハウス、庫裏をリフォームする場合、対象になりますか
	回答	要件を満たす場合は対象になります。なお、不動産登記上「居宅」「共同住宅」であっても、宿泊施設として営業している等、住宅以外の用途で使用している場合、補助対象にならない場合があります。
7	リフォーム工事:住宅	
	問	店舗併用住宅(複合用途)をリフォームする場合、対象になりますか
	回答	住宅部分も利用する高効率給湯器の設置工事は対象になります。(専ら店舗等、住宅以外の用途で利用する機器は対象になりません)
8	リフォーム工事:住宅	
	問	倉庫、店舗等(住宅以外の用途)からリフォーム時に住宅に用途変更(コンバージョン)した場合、対象になりますか
	回答	本事業は、用途変更を伴う工事であっても、交付申請時点で住宅であることが確認できる場合には対象になります。
9	リフォーム工事:住宅	
	問	リフォーム前後で戸数が異なる場合、どちらの戸数で申請できますか
	回答	リフォーム後の戸数で数えます。
10	リフォーム工事:契約締結	
	問	工事請負契約を、注文書と注文請書や、電子契約で締結した場合も対象になりますか
	回答	工事請負契約を注文書及び注文請書(請書)で取り交わす場合や、電子契約で締結した場合も、対象になります。ただし、契約者等、要件を確認する項目は、契約書面上に明記されている必要があります。
11	リフォーム工事:契約締結	
	問	工事請負契約を(夫婦や親子等)複数名義(連名)で締結する場合も対象になりますか
	回答	対象になります。発注者のうち、要件を満たす代表者を共同事業者として申請してください。
12	リフォーム工事:契約締結	
	問	1戸の住宅について、複数回に分けて行ったリフォームを、それぞれ申請できますか
	回答	上限台数の範囲で複数回申請することはできますが、申請ごとに要件を満たす必要があります。
13	リフォーム工事:契約締結	
	問	1戸の住宅について、複数の事業者が行うリフォームを、まとめて申請できますか(分離発注)
	回答	複数台の給湯器を複数の事業者が設置する場合、それぞれの給湯器について設置した事業者が申請を行います。なお、消費者が、別の事業者と契約して電気蓄熱暖房機や電気温水器の撤去する場合、給湯器を設置する事業者は、これら撤去事業者の工事を取りまとめて申請する場合に限り、撤去加算の申請が可能です。
14	リフォーム工事:契約締結	
	問	複数棟のマンションを管理組合でリフォーム工事を行う場合、工事請負契約書は1部で締結してもいいですか
	回答	また、一つの交付申請で手続きできますか 管理組合または全住戸の所有者が行うリフォーム工事が複数の建物(棟)にわたる場合、申請は建物(棟)ごとに交付申請を行ってください。複数棟のリフォームについて一つの工事請負契約書で締結している場合でも、それぞれの交付申請に同じ工事請負契約書を添付してください。不動産登記事項証明書は、各棟の登記をそれぞれ添付してください。
15	リフォーム工事:契約締結	
	問	自社が保有する住宅に自社で行うリフォームや、DIY(自ら行うリフォーム)は、対象になりますか
	回答	工事請負契約を伴わないリフォーム工事は本事業の対象になりません。
16	リフォーム工事:契約締結	
	問	買取再販業者が行うリフォームは、対象になりますか
	回答	対象になりません。

No.		更新日
17	<p>リフォーム工事:契約締結</p> <p>問 メーカー等が自社で登録した製品を、自社で設置する工事は対象になりますか</p> <p>回答 登録事業者であり請負契約を締結した事業者であれば、メーカーが自社の対象製品を施工する場合も対象になります。ただし、保証書等を発行する立場であるメーカーの工事については、現地調査等の対象として指定を受けやすい可能性がありますので、予めご了承ください。</p>	2026/02/16
18	<p>リフォーム工事:契約締結</p> <p>問 住宅の所有者等が高効率給湯器を購入し、その取付を業者に依頼する工事は対象になりますか</p> <p>回答 いわゆる施主支給や材工分離工事は、本事業の対象になりません。本事業は、設備費用を含めて請負契約を締結しているものが対象です。</p>	2026/02/16
19	<p>リフォーム工事:契約締結</p> <p>問 個人事業主が、自らと工事請負契約を締結しました。補助対象になりますか</p> <p>回答 対象になりません。同一人格間の契約は成立しないため、工事請負契約のない補助事業は、本事業の補助対象になりません。民法において、契約とは、異なる人格間において一方が債権を有し、他方が責務を負うことを合意することによって成立するものとされています。</p>	2026/02/16
20	<p>リフォーム工事:契約締結</p> <p>問 工務店の社長（個人）が、自ら経営する工務店（法人）と契約を締結し行う給湯器の設置は対象になりますか</p> <p>回答 発注者が、自己の経営する法人である工務店（異なる人格）に工事を発注する場合には対象になります。</p>	2026/02/16
21	<p>リフォーム工事:契約締結</p> <p>問 補助事業に要する経費（売価等）に含まれる費用は何ですか</p> <p>回答 本事業の補助事業に要する経費（売価等）は、設置する補助対象機器の本体の販売価格と、設置工事費の合計（税抜き）です。設置工事費には、設置に要する資材費を含み、運搬、廃棄物処理、他の設備等の工事費、現場経費を除きます。個々費用を含めるか含めないかについては、各事業者にて判断願います。</p>	2026/02/16
22	<p>リフォーム工事:着手</p> <p>問 リフォームの着手（着工）とはなんですか</p> <p>回答 本事業の既存住宅に行う設置工事の着手は、給湯器（1台目）の設置開始日です。以下は工事着手にはあたりません。現場の調査・採寸や見積もり、足場の設置、資材の搬入、現場の仮囲いの設置、現場事務所の建設、既設建築物の除却</p>	2026/02/16
23	<p>リフォーム工事:工事完了</p> <p>問 工事完了とはなんですか 補助対象工事だけ終わってれば交付申請できますか</p> <p>回答 本事業の工事完了は、原則として契約工事全体の工事が完了し、発注者に工事の引渡し完了していることをいいます。（一般的に引渡しとは、双方で工事の検収を行い、書面でその旨を取り交わすことをいいます）ただし、契約工事全体の工事が完了前であっても、共同事業者や居住者が日常生活において利用している給湯器について、交付申請の対象とすることは可能です。ただし、補助金交付後のトラブルを避けるため、部分的な引渡証の作成や工事代金の清算を行ってください。</p>	2026/02/16
24	<p>リフォーム工事:高効率給湯器</p> <p>問 リユース品（中古品）の設置工事は対象になりますか</p> <p>回答 対象になりません。本事業は、「新品」の対象機器を設置した場合に補助対象になります。</p>	2026/02/16
25	<p>リフォーム工事:高効率給湯器</p> <p>問 展示品の設置工事は対象になりますか</p> <p>回答 本事業は、「新品」の対象機器を設置した場合に対象になります。展示「する」「しない」に関わらず、組立・設置・通水・通電のいずれかを行った製品は対象外です。ただし、開梱のみであった場合など、対象機器を登録しているメーカー等が「新品」として性能を証明する場合は対象になりえます。</p>	2026/02/16
26	<p>リフォーム工事:高効率給湯器</p> <p>問 既にある設備を入れ替える（リプレイス）場合、対象になりますか</p> <p>回答 要件を満たしている場合は対象になります。</p>	2026/02/16
27	<p>リフォーム工事:高効率給湯器</p> <p>問 対象機器である高効率給湯器の部材の一部を交換、設置する工事は対象になりますか</p> <p>回答 対象になりません。本事業は、「新品」の対象機器のすべてを設置した場合に補助対象になります。</p>	2026/02/16
28	<p>リフォーム工事:高効率給湯器</p> <p>問 リフォーム工事により従前より性能が下がっている場合も申請できますか</p> <p>回答 本事業は、住宅の省エネ性能の向上を目的としています。性能が損なわれる工事に補助は行いません。</p>	2026/02/16
29	<p>リフォーム工事:高効率給湯器</p> <p>問 既にある設備とは別に、新たに高効率給湯器を増設する場合、対象になりますか</p> <p>回答 改修前より高効率給湯器の数が増える場合も、各給湯器が要件を満たしている場合は対象になります。</p>	2026/02/16
30	<p>リフォーム工事:高効率給湯器</p> <p>問 同じ住宅に、複数台の高効率給湯器を設置した場合、台数分の申請ができますか</p> <p>回答 戸建住宅は1住戸に2台まで、共同住宅等は1住戸に1台まで対象になります。</p>	2026/02/16
31	<p>リフォーム工事:高効率給湯器</p> <p>問 エネファームのバックアップ用熱源として、エコジョーズを新しく設置した場合、エネファームとエコジョーズそれぞれ補助金を活用できますか</p> <p>回答 国費を財源とする他の補助金（みらいエコ住宅2026事業や賃貸集合給湯省エネを含む）において補助の対象となったエコジョーズやエコフィールを、バックアップ熱源とするエネファームは、本事業の補助対象になりません。</p>	2026/02/16
32	<p>リフォーム工事:高効率給湯器</p> <p>問 エネファームの設置時に既設のエコジョーズをバックアップ熱源に利用する場合、対象になりますか</p> <p>回答 既存のエコジョーズやエコフィールを、バックアップ熱源とするエネファームも、本事業の補助対象になります。ただし、当該既存のエコジョーズに対して、国費を財源とする他の補助金（みらいエコ住宅2026事業や賃貸集合給湯省エネを含む）が入っていないことを前提とします。</p>	2026/02/16

No.		更新日
33	リフォーム工事:高効率給湯器	
	問	ハイブリッド給湯機の補助熱源として、新しくエコジョーズを設置した場合、ハイブリッド給湯機とエコジョーズそれぞれ補助金を活用できますか
	回答	国費を財源とする他の補助金（みらいエコ住宅2026事業や賃貸集合給湯省エネを含む）において補助の対象となったエコジョーズやエネファームを、補助熱源とするハイブリッド給湯機は、本事業の補助対象になりません。
34	リフォーム工事:高効率給湯器	
	問	ハイブリッド給湯機の設置時に既設のエコジョーズを利用する場合、対象になりますか
	回答	既存のエコジョーズを、補助熱源とするハイブリッド給湯機も、本事業の補助対象になります。ただし、当該既存のエコジョーズに対して、国費を財源とする他の補助金（みらいエコ住宅2026事業や賃貸集合給湯省エネを含む）が入っていないことを前提とします。
35	リフォーム工事:高効率給湯器	
	問	対象機器はインターネットに接続せずに利用する場合も加算の対象になりますか
	回答	実際の利用方法や利用頻度に関わらず、インターネットに接続できる補助対象製品を設置した場合は、補助対象になります。実際のインターネットへの接続は要件ではありませんが、高効率給湯器の機能を最大限に活かすため、この機会にぜひインターネットに接続したご利用をご検討ください。
36	リフォーム工事:高効率給湯器	
	問	「再エネ」に該当する太陽光発電パネル等の設置は必要ですか
	回答	再エネ設備の有無や、実際の利用方法や利用頻度に関わらず、インターネットに接続できる補助対象製品を設置した場合は、補助対象になります。再エネ設備を有することは要件ではありませんが、高効率給湯器の機能を最大限に活かすため、この機会にぜひ再エネ設備の導入をご検討ください。
37	リフォーム工事:撤去加算	
	問	撤去する電気蓄熱暖房機や電気温水器は何年前に設置されたものであればよいですか
	回答	撤去する電気蓄熱暖房機や電気温水器は、設置年数にかかわらず、対象期間に契約に基づき撤去を行い、高効率給湯器とあわせて交付申請を行う場合には加算の対象になります。
38	リフォーム工事:撤去加算	
	問	高効率給湯器の設置工事の後に、電気蓄熱暖房機や電気温水器の撤去を行う場合も加算の対象になりますか
	回答	対象期間に契約に基づき撤去を行い、高効率給湯器とあわせて交付申請を行う場合には加算の対象になります。
39	リフォーム工事:撤去加算	
	問	小型の温水器や湯沸かし器を撤去する場合も撤去加算の対象になりますか
	回答	台所や洗面台等に設置されている、いわゆる「小型電気温水器」や「電気瞬間湯沸器」は、本事業の対象となる「電気温水器」には該当しないため撤去加算の対象にはなりません。
40	リフォーム工事:撤去加算	
	問	既設の電気温水器の電源や配管は取り外すが、タンクの搬出や廃棄を行わない場合、撤去加算の対象になりますか
	回答	撤去加算の対象にはなりません。本事業の電気温水器の撤去とは、貯湯タンクを含めた本体等を取り外し、適切に廃棄されることをいいます。交付申請時点で撤去が確認できない場合、撤去加算の申請はできません。
41	リフォーム工事:撤去加算	
	問	既設の蓄熱暖房機は取り外し、新たな蓄熱暖房機を設置する場合、撤去加算の対象になりますか
	回答	撤去加算の対象にはなりません。
42	リフォーム工事:交付申請	
	問	リフォームはどのタイミングで交付申請を提出できますか、予約ができますか
	回答	リフォームの交付申請は、「工事の引渡し」または共同事業者による「給湯器の利用開始」のいずれか早い方以降、申請に必要な書類が揃い次第、交付申請の提出が可能です。なお、給湯器の利用開始とは、共同事業者や居住者が日常生活において利用している状況をいいます。また、「契約工事全体の着手日」以降、書類が揃い次第、交付申請の予約を提出し予算を確保することが可能です。
43	リフォーム工事:工事写真	
	問	交付申請の予約に「工事着手したことがわかる写真」は必要ですか
	回答	本事業の交付申請の予約時に、「工事前写真」「工事着手したことがわかる写真」の提出は必要ありません。
44	リフォーム工事:工事写真	
	問	工事【前】の写真に工事看板は必要ですか
	回答	工事【前】の写真は、従前の給湯器または新しい給湯器の設置予定場所の全体が収まるよう撮影してもらえれば、原則として工事看板等がなくても構いません。ただし、契約日が2025年11月27日以前である場合は、工事看板等により、工事日（撮影日）を入れて撮影した工事前写真の提出が必要です。契約日や撮影日が2025年11月27日以前である場合は、着工日が2025年11月28日以降であることが確認できる追加書類の提出を求め場合があります。
45	リフォーム工事:工事写真	
	問	工事【後】の写真に工事看板は必要ですか
	回答	工事【後】の写真は、新しく導入した高効率給湯器の設置場所の全体が収まるよう撮影してもらえれば、工事看板等がなくても構いません。なお、従前の給湯器と同じ場所に設置する場合は、工事【前】写真と画角や距離をできる限りあわせて撮影してください。
46	リフォーム工事:工事写真	
	問	工事の際、工事前や工事中の写真を撮り忘れましたが交付申請できますか
	回答	必要書類が提出できない場合は申請できません。ただし、特段の理由がある場合等、1事業者1申請に限り「工事【前】写真・提出免除依頼書（給湯器用）」の提出により、工事前写真の提出が免除されます。なお、工事後の写真や銘板写真、加算に必要な写真の提出免除はありません。